

# 一般財団法人岩手県スキー連盟役員選任規程

(目的)

第1条 一般財団法人岩手県スキー連盟（以下「連盟」という。）定款第20条から第25条の規定に基づき、役員を選任について定める。

(役員を選任)

第2条 役員は、連盟定款第21条の規定に基づき評議員会の決議により選任するが、その際、理事会は役員候補者を推薦することができる。

## 附則

この規程は、平成27年9月26日から施行する。